

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 20 件

厚生年金関係 20 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は事後訂正の結果 40 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 4 万円とされているが、申立人は、申立期間について、39 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 39 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（4 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 22 日

A 社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が支給額に見合う額となっていない。同社は社会保険事務所（当時）に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、記録訂正後の金額が年金の給付に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、平成 17 年 12 月 22 日に支給された申立人の標準賞与額は、当初 4 万円と記録されたが、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の 21 年 12 月に 40 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（40 万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（4 万円）となっている。

しかしながら、申立期間について、A社が保管する申立人に係る「平成 17 年 2 回目賞与勤怠支給控除一覧表」から、総支給額は 40 万円であり、標準賞与額（39 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていることが確認できる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなり、申立期間に係る標準賞与額は 39 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は事後訂正の結果 20 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 2 万円とされているが、申立人は、申立期間について、19 万 5,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 19 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（2 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 22 日

A 社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が支給額に見合う額となっていない。同社は社会保険事務所（当時）に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、記録訂正後の金額が年金の給付に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、平成 17 年 12 月 22 日に支給された申立人の標準賞与額は、当初 2 万円と記録されたが、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の 21 年 12 月に 20 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（20 万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（2 万円）となっている。

しかしながら、申立期間について、A社が保管する申立人に係る「平成 17 年 2 回目賞与勤怠支給控除一覧表」から、総支給額は 20 万円であり、標準賞与額（19 万 5,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていることが確認できる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなり、申立期間に係る標準賞与額は 19 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は事後訂正の結果 45 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 4 万 5,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、43 万 8,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 43 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（4 万 5,000 円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 22 日

A 社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が支給額に見合う額となっていない。同社は社会保険事務所（当時）に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、記録訂正後の金額が年金の給付に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、平成 17 年 12 月 22 日に支給された申立人の標準賞与額は、当初 4 万 5,000 円と記録されたが、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の 21 年 12 月に 45 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（45 万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（4 万 5,000 円）となっている。

しかしながら、申立期間について、A社が保管する申立人に係る「平成 17 年 2 回目賞与勤怠支給控除一覧表」から、総支給額は 45 万円であり、標準賞与額（43 万 8,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていることが確認できる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなり、申立期間に係る標準賞与額は 43 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は事後訂正の結果 68 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 6 万 8,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、66 万 3,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 66 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（6 万 8,000 円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 22 日

A 社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が支給額に見合う額となっていない。同社は社会保険事務所（当時）に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、記録訂正後の金額が年金の給付に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、平成 17 年 12 月 22 日に支給された申立人の標準賞与額は、当初 6 万 8,000 円と記録されたが、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の 21 年 12 月に 68 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（68 万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（6 万 8,000 円）となっている。

しかしながら、申立期間について、A社が保管する申立人に係る「平成 17 年 2 回目賞与勤怠支給控除一覧表」から、総支給額は 68 万円であり、標準賞与額（66 万 3,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていることが確認できる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなり、申立期間に係る標準賞与額は 66 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は事後訂正の結果 20 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 2 万円とされているが、申立人は、申立期間について、19 万 5,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 19 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（2 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 22 日

A 社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が支給額に見合う額となっていない。同社は社会保険事務所（当時）に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、記録訂正後の金額が年金の給付に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、平成 17 年 12 月 22 日に支給された申立人の標準賞与額は、当初 2 万円と記録されたが、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の 21 年 12 月に 20 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（20 万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（2 万円）となっている。

しかしながら、申立期間について、A社が保管する申立人に係る「平成 17 年 2 回目賞与勤怠支給控除一覧表」から、総支給額は 20 万円であり、標準賞与額（19 万 5,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていることが確認できる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなり、申立期間に係る標準賞与額は 19 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は事後訂正の結果 38 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 3 万 8,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、37 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 37 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（3 万 8,000 円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 22 日

A 社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が支給額に見合う額となっていない。同社は社会保険事務所（当時）に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、記録訂正後の金額が年金の給付に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、平成 17 年 12 月 22 日に支給された申立人の標準賞与額は、当初 3 万 8,000 円と記録されたが、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の 21 年 12 月に 38 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（38 万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（3 万 8,000 円）となっている。

しかしながら、申立期間について、A社が保管する申立人に係る「平成 17 年 2 回目賞与勤怠支給控除一覧表」から、総支給額は 38 万円であり、標準賞与額（37 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていることが確認できる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなり、申立期間に係る標準賞与額は 37 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は事後訂正の結果 25 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 2 万 5,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、24 万 3,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 24 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（2 万 5,000 円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 22 日

A 社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が支給額に見合う額となっていない。同社は社会保険事務所（当時）に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、記録訂正後の金額が年金の給付に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、平成 17 年 12 月 22 日に支給された申立人の標準賞与額は、当初 2 万 5,000 円と記録されたが、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の 21 年 12 月に 25 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（25 万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（2 万 5,000 円）となっている。

しかしながら、申立期間について、A社が保管する申立人に係る「平成 17 年 2 回目賞与勤怠支給控除一覧表」から、総支給額は 25 万円であり、標準賞与額（24 万 3,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていることが確認できる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなり、申立期間に係る標準賞与額は 24 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は事後訂正の結果 25 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 2 万 5,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、24 万 3,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 24 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（2 万 5,000 円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 22 日

A 社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が支給額に見合う額となっていない。同社は社会保険事務所（当時）に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、記録訂正後の金額が年金の給付に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、平成 17 年 12 月 22 日に支給された申立人の標準賞与額は、当初 2 万 5,000 円と記録されたが、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の 21 年 12 月に 25 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（25 万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（2 万 5,000 円）となっている。

しかしながら、申立期間について、A社が保管する申立人に係る「平成 17 年 2 回目賞与勤怠支給控除一覧表」から、総支給額は 25 万円であり、標準賞与額（24 万 3,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていることが確認できる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなり、申立期間に係る標準賞与額は 24 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は事後訂正の結果 15 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 1 万 5,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、14 万 6,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 14 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（1 万 5,000 円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 22 日

A 社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が支給額に見合う額となっていない。同社は社会保険事務所（当時）に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、記録訂正後の金額が年金の給付に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、平成 17 年 12 月 22 日に支給された申立人の標準賞与額は、当初 1 万 5,000 円と記録されたが、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の 21 年 12 月に 15 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（15 万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（1 万 5,000 円）となっている。

しかしながら、申立期間について、A社が保管する申立人に係る「平成 17 年 2 回目賞与勤怠支給控除一覧表」から、総支給額は 15 万円であり、標準賞与額（14 万 6,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていることが確認できる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなり、申立期間に係る標準賞与額は 14 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は事後訂正の結果 25 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 2 万 5,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、24 万 3,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 24 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（2 万 5,000 円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 22 日

A 社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が支給額に見合う額となっていない。同社は社会保険事務所（当時）に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、記録訂正後の金額が年金の給付に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、平成 17 年 12 月 22 日に支給された申立人の標準賞与額は、当初 2 万 5,000 円と記録されたが、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の 21 年 12 月に 25 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（25 万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（2 万 5,000 円）となっている。

しかしながら、申立期間について、A社が保管する申立人に係る「平成 17 年 2 回目賞与勤怠支給控除一覧表」から、総支給額は 25 万円であり、標準賞与額（24 万 3,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていることが確認できる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなり、申立期間に係る標準賞与額は 24 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は事後訂正の結果 15 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 1 万 5,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、14 万 6,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 14 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（1 万 5,000 円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 22 日

A 社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が支給額に見合う額となっていない。同社は社会保険事務所（当時）に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、記録訂正後の金額が年金の給付に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、平成 17 年 12 月 22 日に支給された申立人の標準賞与額は、当初 1 万 5,000 円と記録されたが、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の 21 年 12 月に 15 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（15 万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（1 万 5,000 円）となっている。

しかしながら、申立期間について、A社が保管する申立人に係る「平成 17 年 2 回目賞与勤怠支給控除一覧表」から、総支給額は 15 万円であり、標準賞与額（14 万 6,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていることが確認できる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなり、申立期間に係る標準賞与額は 14 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は事後訂正の結果 20 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 2 万円とされているが、申立人は、申立期間について、19 万 5,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 19 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（2 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 22 日

A 社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が支給額に見合う額となっていない。同社は社会保険事務所（当時）に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、記録訂正後の金額が年金の給付に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、平成 17 年 12 月 22 日に支給された申立人の標準賞与額は、当初 2 万円と記録されたが、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の 21 年 12 月に 20 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（20 万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（2 万円）となっている。

しかしながら、申立期間について、A社が保管する申立人に係る「平成 17 年 2 回目賞与勤怠支給控除一覧表」から、総支給額は 20 万円であり、標準賞与額（19 万 5,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていることが確認できる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなり、申立期間に係る標準賞与額は 19 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は事後訂正の結果10万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の1万円とされているが、申立人は、申立期間について、9万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を9万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（1万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月22日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が支給額に見合う額となっていない。同社は社会保険事務所（当時）に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、記録訂正後の金額が年金の給付に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、平成17年12月22日に支給された申立人の標準賞与額は、当初1万円と記録されたが、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の21年12月に10万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（10万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（1万円）となっている。

しかしながら、申立期間について、A社が保管する申立人に係る「平成 17 年 2 回目賞与勤怠支給控除一覧表」から、総支給額は 10 万円であり、標準賞与額（9 万 7,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていることが確認できる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなり、申立期間に係る標準賞与額は 9 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は事後訂正の結果 15 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 1 万 5,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、14 万 6,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 14 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（1 万 5,000 円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 22 日

A 社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が支給額に見合う額となっていない。同社は社会保険事務所（当時）に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、記録訂正後の金額が年金の給付に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、平成 17 年 12 月 22 日に支給された申立人の標準賞与額は、当初 1 万 5,000 円と記録されたが、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の 21 年 12 月に 15 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（15 万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（1 万 5,000 円）となっている。

しかしながら、申立期間について、A社が保管する申立人に係る「平成 17 年 2 回目賞与勤怠支給控除一覧表」から、総支給額は 15 万円であり、標準賞与額（14 万 6,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていることが確認できる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなり、申立期間に係る標準賞与額は 14 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は事後訂正の結果10万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の1万円とされているが、申立人は、申立期間について、9万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を9万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（1万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月22日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が支給額に見合う額となっていない。同社は社会保険事務所（当時）に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、記録訂正後の金額が年金の給付に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、平成17年12月22日に支給された申立人の標準賞与額は、当初1万円と記録されたが、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の21年12月に10万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（10万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（1万円）となっている。

しかしながら、申立期間について、A社が保管する申立人に係る「平成 17 年 2 回目賞与勤怠支給控除一覧表」から、総支給額は 10 万円であり、標準賞与額（9 万 7,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていることが確認できる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなり、申立期間に係る標準賞与額は 9 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は事後訂正の結果 20 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 2 万円とされているが、申立人は、申立期間について、19 万 5,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 19 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（2 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 22 日

A 社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が支給額に見合う額となっていない。同社は社会保険事務所（当時）に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、記録訂正後の金額が年金の給付に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、平成 17 年 12 月 22 日に支給された申立人の標準賞与額は、当初 2 万円と記録されたが、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の 21 年 12 月に 20 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（20 万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（2 万円）となっている。

しかしながら、申立期間について、A社が保管する申立人に係る「平成 17 年 2 回目賞与勤怠支給控除一覧表」から、総支給額は 20 万円であり、標準賞与額（19 万 5,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていることが確認できる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなり、申立期間に係る標準賞与額は 19 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 25 年 3 月 25 日から同年 4 月 1 日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社（現在は、B 社）C 支店における資格喪失日に係る記録を同年 4 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 9 月 9 日から 22 年 12 月 1 日まで
② 昭和 25 年 3 月 25 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 21 年 9 月 9 日に A 社に入社後、42 年 1 月 9 日に定年退職するまで、継続して勤務していたが、申立期間については厚生年金保険の被保険者期間が確認できなかったため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、B 社作成の在籍証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は A 社に継続して勤務し（昭和 25 年 4 月 1 日に同社 C 支店から同社 D 支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社 C 支店における昭和 25 年 2 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間において、事業主が厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認

できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①については、A社C支店が厚生年金保険の適用事業所となった昭和21年9月25日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得している17人は、全員同時期より以前に同社の他の事業所において被保険者資格を取得している者であることが年金事務所の記録により確認できる。

また、申立人が採用された昭和21年9月以降、22年1月末までにA社C支店に採用されている6人（申立人を含む。）及び同社C支店が最初の勤務先であると推認される11人の合計17人のうち、10人は申立人と同時期の22年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、その他の7人は23年8月2日に取得していることが確認できる。

これらのことから、A社C支店は当時、一定期間内に採用した者を昭和22年12月1日にまとめて厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①については、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和42年5月21日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額に係る記録を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月21日から同年6月7日まで

私は、昭和35年3月31日から平成6年6月7日までA社に継続して勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の記録が確認できないが、昭和42年5月に、本社が厚生年金保険の手続を管轄するC工場から同社D工場に転勤し、給与から保険料を控除されているので、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人が提出した給与明細書から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社C工場から同社D工場（適用事業所はA社B支店）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の詳細な供述から昭和42年5月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した昭和42年6月の給与明細書に記載された厚生年金保険料の額から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否か不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得

ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和40年7月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月6日から同年7月26日まで
厚生年金保険被保険者記録では、昭和40年5月6日に資格喪失となっているが、同年7月25日（給料の締め日）までA社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社には昭和40年7月25日まで勤務していたと主張しているところ、雇用保険の加入記録により同社で同年8月5日まで被保険者資格があることが確認できるとともに、同社の同僚が夏のボーナスの支給時期（7月支給）までは勤務していたと証言していること、及び同年8月1日から別の事業所に勤務したときの元店長も同事業所のボーナスの支給時期（8月支給）の直前に申立人に就職の勧誘を行ったと証言しているところからみて、申立人が申立期間について、同社での勤務形態に変更がなく、継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の当時の経理担当者は「当時、従業員は特別な事情が無い限り、厚生年金保険に加入させていた。」と証言している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年4月の社会保険事務

所（当時）の記録から2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44年9月から45年4月までは2万2,000円、同年5月から同年7月までは2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年9月1日から45年8月1日まで

私は、昭和44年3月11日から45年7月末までA社に継続して勤務していたが、申立期間について、厚生年金保険の記録が確認できないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言により、申立人が昭和44年3月11日から45年8月25日まで、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、昭和44年9月1日にA社本店から同社B店に転勤した5人の同僚すべてが申立人も一緒に転勤したと証言しており、この5人の同僚には転勤後も継続して厚生年金保険の記録がある上、申立期間当時の同社の経理課長は、同社では従業員すべてを厚生年金保険に加入させていたと証言している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立事業所の同僚の標準報酬月額の推移により、昭和44年9月から45年4月までを2万2,000円、同年5月から同年7月までを2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 57 年 3 月まで

昭和 55 年 2 月に会社を退職後しばらくたってから、私又は父が私自身の国民年金と国民健康保険の加入手続を行った。手続を行った時期ははっきり覚えていないが、毎月集金人に、国民年金保険料を納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人自身又は申立人の父親が国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人及び申立人の父親の記憶はあいまいである上、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は加入手続の際に、年金手帳をもらった記憶は無いとしており、現在申立人が所持する年金手帳に国民年金の資格取得に係る記載は無いなど、申立人に対して、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 39 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 31 年 4 月から 39 年 4 月まで A 社に勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の同僚の証言により、期間は特定できないものの、申立人が昭和 31 年 4 月から A 社に勤務したことは推認できる。

しかし、A 社に勤務したことが確認できる申立人の姉を含め、同社への入社日が確認できる同僚 6 人は、入社から 2 年から 4 年経過後に厚生年金保険の資格を取得していることが、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認できる上、これらの同僚が同社での同僚として名前を挙げている 2 人は、当該氏名を厚生年金保険被保険者名簿から確認できない。

また、これら 6 人の同僚のうちの 2 人は、当時、厚生年金保険を年輩の従業員から順に適用する扱いであったため、入社から 3 年半から 4 年程度は、厚生年金保険が適用されず、厚生年金保険料を給与から控除されなかったと証言している。

さらに、オンライン記録から、A 社は昭和 35 年 7 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる上、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、同名簿の整理番号に欠落は無い。

加えて、A 社は、昭和 59 年 12 月 2 日に解散しており、厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認する資料は無い。

このほか、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月 20 日から 48 年 3 月 20 日まで

私は、申立期間においてA事業所（現在は、B事業所）に職員として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間に勤務していたのは間違いないので、同期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことは、当時の職員名簿及び同事業所の同僚の証言から推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A事業所の適用記録は確認できない。

また、A事業所の業務を引き継いでいるB事業所は、厚生年金保険の資格取得及び給与からの保険料の控除についてはこれを確認するための資料が無いとしながらも、同事業所の厚生年金保険の適用は昭和 54 年 5 月からであるので、それ以前については同事業所の職員は厚生年金保険に加入させていなかったと思われる旨回答し、さらに、同事業所の同僚は、「A事業所の職員数は当初2人、後に3人になったが、人数が少なかったため厚生年金保険には加入していなかったと記憶している。」旨証言していることから、申立事業所は適用事業所の要件を満たしていなかったことがうかがえる。

加えて、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月1日から51年8月1日まで

私がA社B支店に勤務していたときの給与明細書（昭和50年12月支給）が1枚だけ残っており、当該給与明細書に記載された報酬額とオンライン記録上の標準報酬月額とを比較したところ、相当の差がみられた。

私はその他の月の給与明細書は持っていないが、申立期間における報酬額と標準報酬月額とを調査し、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B支店勤務時に受け取った昭和50年12月支給の給与明細書に記載のある総支給額（報酬額）がオンライン記録上の標準報酬月額と相違するため、同社同支店での勤務期間を含む申立期間の記録訂正を申し立てている。

しかしながら、申立期間のうち、昭和47年10月1日から48年11月1日までの期間及び49年9月1日から51年8月1日までの期間については、オンライン記録上の申立人に係る標準報酬月額が、当時の上限（最高等級）の標準報酬月額であることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することはできない。

また、申立人から提出された昭和50年12月支給の給与明細書の「厚生年金」欄の金額には、厚生年金保険料（厚生年金基金の基本部分の掛金を含む。）と厚生年金基金の加算部分の掛金が含まれており、厚生年金保険料の控除額から算定した標準報酬月額20万円は、当時の上限（最高等級）であり、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、給与明細書により保険料控除額が確認できない期間については、A社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険厚生年金基金台帳に記載された厚生年金保険料等の控除額を当時の厚生年金保険料率等により確認したところ、同台帳に記載のある厚生年金保険料等の控除額について、計算上の誤りは認められず、申立期間の厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる上、A社では、「申立人の所有する給与明細書の『厚生年金』欄には厚生年金保険料（厚生年金基金の基本部分の掛金を含む。）のほかに厚生年金基金の加算部分の掛金を含めていたため、標準報酬月額に見合う厚生年金保険料以上の保険料が控除されているという誤解があったのかも知れないが、申立期間のオンライン記録上の標準報酬月額に誤りは無く、申立期間の厚生年金保険料は当該標準報酬月額に基づき給与から控除していた。」と回答している。

加えて、申立期間当時、A社B支店に勤務していた上司の申立期間におけるオンライン記録上の標準報酬月額は、12万6,000円から20万円までとなっている上、申立人が申立期間に係るオンライン記録以上の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人のA社におけるオンライン記録上の標準報酬月額の記録が、申立人の主張している標準報酬月額と相違していることは確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 6 月 21 日から平成元年 8 月 20 日まで
申立期間には、A社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間が確認できなかったため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は昭和 63 年 6 月 21 日にA社に係る雇用保険の被保険者資格を取得したことが確認でき、申立人が提出した平成元年分の給与所得の源泉徴収票に同社を平成元年 8 月 19 日に退職したことが記載されていることから、申立人が申立期間について、同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立期間当時、A社の社会保険関係の事務処理を行っていた社会保険労務士事務所が保管している申立人に係る資料によると、雇用保険の資格取得日は「63. 6. 21」と記載されており、当該日付は、公共職業安定所が保管する被保険者台帳に記載された日付と合致しているとともに、当該資料に「雇用のみ加入者」と記載されており、厚生年金の欄が斜線消除されていることから、同社においては、申立人に係る厚生年金保険の加入手続は行われなかったものと考えられる。

また、申立人が提出した源泉徴収票の摘要欄には、「社保 7,060 円」と記載されており、当該社会保険料控除額は、雇用保険料のみであって、厚生年金保険料は含まれていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。